

3 子どもの居場所と参加活動の拠点づくりに関する検証結果についての答申 〔2006(平成18)年10月〕

子どもの権利委員会は、2004(平成16)年10月に諮問を受けた「子どもの居場所と参加拠点づくり」について、子どもの権利に関する条例第38条に基づき検証を行い、その結果を次のとおりまとめ、2006(平成18)年10月5日に答申した。

子どもの居場所と参加活動の拠点づくりに関する検証結果について（答申概要）

1 答申にいたる経過

- (1) 川崎市のこどもの実態や意識についての経年変化を把握するため、2005(平成17)年3月に『川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査』を行なった。
- (2) その後、子どもの居場所に関する施策調査、行政による自己評価の視点や方法を検討し、実施要領を作成した。
- (3) (2)に基づき所管課が行なった自己評価をもとに子どもの権利委員会は子どもに関わる施設の関係職員や川崎市子ども会義の子どもたち及び市民との対話を行なった。
- (4) (1)から(3)の取組を踏まえて、答申書を作成した。

2 検証の視点と行政による自己評価の方法

子どもの居場所と参加拠点づくりについての検証は子どもの権利条例に規定されている子どもの権利及び子どもの居場所についての考え方を基本としている。

行政による自己評価は、施設により異なった方法で調査及び自己評価を行った。

3 提言にあたって

子どもの居場所としては条例の趣旨を具現化した川崎市子ども夢パークの機能を継続的に確保し、子ども参加による子どもの居場所づくりにふさわしい条件を整えることが重要である。また、これは、その他の施設においても同様に重要である。

4 答申

(1) 川崎市子どもの権利に関する条例に基づく事業

川崎市子ども夢パーク事業

<主な成果>

子どもの権利条例を具現化した施設であり、子どもの居場所機能を確保し、「居場所」の考え方を実践している。

<主な提言>

- ・子どもの現実とニーズを受け止めることのできる総合的な施設であるとともに、子どもとともに作り続ける施設という理念をさらに具体化すること。

- ・人材の確保や養成について検討し、物的にも施設の改修等検討すること。
- ・運営委員会に子どもの参加を推進すること。

川崎市子ども会議

<主な成果>

市長へ意見提出することで、社会参加を意識した子どもの意見表明の力の向上が図られている。

<主な提言>

- ・子どもの権利条例の趣旨を踏まえ、川崎市子ども会議を支える行政の支援のあり方を検討すること。
- ・地域教育会議の子ども会議との連携についても支援すること。
- ・子ども会議を支えるサポーターが継続的に関わることのできる方法を検討すること。
- ・子ども夢パークの全般的な利用ができるよう工夫すること。

(2) 児童厚生施設等

こども文化センター

<主な成果>

子どもの居場所の理念を踏まえ、子どもたちのさまざまな意見・要望を取り入れたことで、今まで以上に子どもの視点に立った施設運営ができつつある。

<主な提言>

- ・乳幼児を持つ親や中高生年代、地域教育会議、市民活動団体等への広報を充実し、幅広い層の活用を促進すること。
- ・子どもの居場所としてのあり方の認識を職員が深めるための工夫をすること。
- ・音楽室の全区整備等物的条件整備を行なうこと。
- ・子ども運営会議等に利用者や周囲のおとなの意見を取り入れ、また、子どもの自主的な参加ができるようにすること。

わくわくプラザ

<主な成果>

子どもが安心して過ごせるようスタッフが子どもとの関係づくりに努めており、スタッフに子どもの居場所の考え方が根付きつつある。

<主な提言>

- ・わくわくプラザの活動や意義については、各開設校に理解を求め、協力を呼びかけること。
- ・子どもの見守り役として、また、プレーリーダー的な役割を担えるような人材の雇用と育成に努めること。
- ・障がいのある子どものための改修を行なうなど安全な子どもの居場所のための施設設備に努めること。

(3) 川崎市立小学校及び中学校

<主な成果>

子どもの権利を理解するための権利学習を推進しており、教師一人ひとりが条例の趣旨を理解し、具体化するよう努めている。

<主な提言>

- ・日常の学校生活の中で、条例が生かされているかを検証するための方法について検討すること。
- ・学校が、子どもにとって安全・安心な居場所となるとともに子どもの自主的な活動が進むよう、さらに環境整備に努めること。
- ・子どもたちがいつでも安心して相談できるよう、スクールカウンセラーの配置や家庭・学校相互の信頼関係づくりに努めること。
- ・多文化共生への意識を高めるための研修を充実させること。

(4) 川崎市立保育園

<主な成果>

保育士と保護者による条例についての勉強会が開催されており、子どもの権利の視点に基づく保育の実践についての取組が始まっている。

<主な提言>

- ・「川崎市公立保育園保育指針」のなかに子どもの権利条例の理念を反映させ、子どもの権利の視点をより明確にすること。
- ・保育推進会議を全ての園で開催し、乳幼児の意思の受け止め方の研究を進める。
- ・外国人の保護者への支援体制をつくること。

(5) 児童養護施設

川崎市中央児童相談所一時保護所

<主な成果>

新たに学習室を設け集中して学習できるようにするとともに、幼児室を設ける、入所理由により居室を分ける等、個々の子どもたちが安心して生活できるよう工夫している。

<主な提言>

- ・入所時に子どもに渡す「しおり」の中に子どもの権利をより明確に表現するとともに、子どものプライバシー保護や個人情報保護について、一時保護所運営要領の中に明確に記述すること。
- ・様々な理由により入所している子どもが同一空間にいるような混合処遇を改善し環境の確保に努めること。
- ・個々の子どもの理解や関心に応じてきめ細かく学習を行なえる体制を検討すること。
- ・子どもからの苦情等に対応するため、関係者以外の第三者を含めた苦情解決の仕組みの整備を検討すること。

児童養護施設

<主な成果>

家庭的養護の実現に向けてのグループホームの設置も徐々に進められている。

<主な提言>

- ・子ども及び養護施設職員に対し、子どもの権利条例の趣旨に沿った権利学習を深め、啓発を進めること。
- ・家庭支援専門員の配置されていない施設に配置を働きかけること。
- ・居室やプライバシーの確保について、施設とともに検討すること。